

# 藤沢型認定保育施設運営費補助金交付要綱

制 定 平成 14 年 9 月 27 日

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の保育環境の充実及び保育の質の向上を図るため、藤沢型認定保育施設の運営等に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 藤沢型認定保育施設

藤沢型認定保育施設事業実施要綱（平成 30 年 3 月 20 日制定。以下「実施要綱」という。）第 28 条第 2 項又は同第 29 条第 2 項の規定に基づき、市長が認定した保育施設をいう。

### (2) 藤沢型 A 型

前号に規定する藤沢型認定保育施設のうち、藤沢型認定保育施設 A 型の認定を受けた保育施設をいう。

### (3) 藤沢型 B 型

第 1 号に規定する藤沢型認定保育施設のうち、藤沢型認定保育施設 B 型の認定を受けた保育施設をいう。

### (4) 藤沢型 C 型

第 1 号に規定する藤沢型認定保育施設のうち、藤沢型認定保育施設 C 型の認定を受けた保育施設をいう。

### (5) 対象児童

藤沢型認定保育施設を利用する児童のうち、実施要綱第 3 条第 6 号に規定する対象児童をいう。

## (補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、藤沢型認定保育施設の設置者（以下「設置者」という。）とする。

## (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、対象児童の年齢区分ごとに、次の第 1 号に掲げる人数と第 2 号に掲げる金額を乗じて得た額の合計とする。なお、対象児童の年齢区分は、保育が実施された年度の初日の前日における対象児童の年齢によって決定するものとする。

(1) 各月初日（その日が藤沢型認定保育施設の休業日である場合はその月の開所日）において在籍する対象児童の人数の合計

(2) 次の表の年齢区分に応じた対象児童 1 人あたりの補助金算定月額

対象児童の年齢区分	対象児童 1 人あたりの補助金算定月額		
	藤沢型 A 型	藤沢型 B 型	藤沢型 C 型
1 歳未満	52,000 円	44,000 円	31,000 円
1 歳以上 3 歳未満	33,000 円	28,000 円	20,000 円
3 歳以上 4 歳未満	14,000 円	12,000 円	8,000 円
4 歳以上	12,000 円	10,000 円	7,000 円

(交付の申請手続)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする設置者は、藤沢型認定保育施設運営費補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、事業の着手前（4 月 1 日に着手する場合にあっては 4 月 1 日）に、市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢型認定保育施設運営費補助事業収支予算書（第 2 号様式）

(2) 藤沢型認定保育施設運営費補助事業計画書（第 3 号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、設置者がやむを得ない理由により前項の期限までに申請書及び前項各号に掲げる書類を提出することが困難であると認めるときは、藤沢型認定保育施設運営費補助事業事前着手届（第 4 号様式）を提出のうえ、市長が別に定める期日までに提出させることができる。

(交付の決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢型認定保育施設運営費補助金交付等決定通知書（第 5 号様式。以下「交付等決定通知書」という。）により、通知するものとする。この場合において、補助金の額を交付予定額とし、交付等決定通知書にその旨を記載するものとする。

(事業計画の変更等)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢型認定保育施設運営費補助金事業計画変更承認申請書（第 6 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢型認定保育施設運営費補助事業変更計画書（第 7 号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により事業計画の変更承認申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢型認定保育施設運営費補助金事業計画変更承認等通知書（第 8 号様式。以下「変更承認等通知書」という。）により、

通知するものとする。

(実施状況の報告)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者は、事業の実施状況の報告として、第4条第1号に規定する対象児童の人数の実績を、毎月市長に提出しなければならない。この場合において、実施要綱第36条第1項の規定に基づき提出する書類をもって、実施状況の報告に代えるものとする。

(交付金額の確定)

第9条 市長は、第6条又は第7条第2項の規定により補助金の額を交付予定額として決定した場合において、前条に規定する実施状況の報告、及び実施要綱第37条第1項及び第2項の規定に基づく書類により、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、事業完了日の属する月の末日までに、藤沢型認定保育施設運営費補助金交付金額確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 補助金は、次の表の期間の区分ごとに、当該区分に応じた時期に交付するものとする。ただし、次の表のアからウに掲げる期間分の補助金にあつては、第8条に規定する実施状況の報告に基づき、補助事業の完了前に当該期間分をそれぞれ一括で交付し、次の表のエに掲げる期間分の補助金にあつては、前条の規定により交付金額を確定した後、当該交付確定金額から表のアからウまでの期間分の補助金として交付した額を控除した額を交付するものとする。

期間の区分	交付時期
ア 4月分から6月分まで	7月
イ 7月分から9月分まで	10月
ウ 10月分から12月分まで	1月
エ 1月分から3月分まで	翌年度の4月

- 2 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、交付決定を受けた年度の途中において事業を開始又は完了する場合であっても、補助金は、前項に掲げる期間の区分に応じた時期に交付するものとする。この場合において、前項ただし書き中「次の表のアからウに掲げる期間分」とあるのは「事業開始日の属する月を含む期間分から事業完了日の属する月を含む期間の前の期間分」、「次の表のエに掲げる期間分」とあるのは「事業完了日の属する月を含む期間分」と読み替えるものとする。
- 3 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者は、当該補助金の請求に係る書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(事業の完了届及び実績報告)

第11条 前条の規定により補助金の交付を受けた設置者は、事業完了後、速やかに藤沢型認定保育施設運営費補助金事業完了届兼実績報告書(第10号様式)に、

次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢型認定保育施設運営費補助事業収支決算書（第 11 号様式）
- (2) 藤沢型認定保育施設運営費補助事業実施状況報告書（第 12 号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（併給の禁止）

第 12 条 この要綱に基づく補助金は、次の各号に掲げる補助金等を除き、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県知事への届出の義務を有する保育施設（以下「届出保育施設」という。）の運営等に関する補助金等との併給ができないものとする。

- (1) 藤沢市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱（平成 14 年 9 月 27 日制定）に基づく補助金
- (2) その他市長が併給可能と認める補助金等

（交付決定の取消及び返還）

第 13 条 市長は、第 6 条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段によって交付を受けたと認められるとき
- (2) 第 6 条の規定による交付決定、第 7 条第 2 項の規定による変更承認、又は第 9 条の規定による交付金額確定通知において付した条件その他内容等に違反したとき
- (3) 実施要綱第 11 条の規定に違反したとき
- (4) その他この要綱に違反したとき

2 市長は、前項第 3 号に規定する違反があった場合は、当該設置者に対して、実施要綱第 11 条表中に規定する閉園を利用者に通知する日が属する月以降の補助金について取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金に関する調査等）

第 14 条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

（書類の整備）

第 15 条 補助金の交付を受けた設置者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、藤沢型認定保育施設運営費補助金の交付

に係る必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の藤沢市小規模保育施設補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請又は当該交付申請に基づきなされた補助金の交付決定については、この告示の相当規定によりなされた補助金の交付申請及び交付決定とみなす。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
(検討)
- 2 市長は、平成 27 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成 28 年 3 月 31 日時点で既に藤沢型認定保育施設であった施設であって、平

成 28 年 4 月 1 日の藤沢型認定保育施設事業実施要領(平成 30 年 3 月 31 日廃止。以下「要領」という。)の改正に伴い藤沢型 A 型を受けられなかった施設については、平成 28 年度に限っては、別表 1 の条件を満たした場合に限り、別表 2 の補助単価に基づいて補助金を交付する。

- 3 平成 28 年 3 月 31 日時点で届出保育施設であった施設であって、平成 28 年 4 月 1 日の要領改正に伴い藤沢型認定保育施設の認定を受けられなかった施設については、藤沢型認定保育施設への移行計画書を提出することを条件として、平成 28 年度に限っては、第 4 条第 2 号に規定する補助金算定月額 of 藤沢型 C 型の補助単価に基づいて補助金を交付する。

(検討)

- 4 市長は、平成 29 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日改正)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、改正の日から施行する。

別表1 (附則関係)

設置者の条件	①本事業を健全かつ円滑に実行できること。
	②本事業に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
	③個人以外の場合は、代表者を置くこと。
運営に関する条件	①定員は10人以上であること。
	②開所時間は、1日11時間以上とすること。
	③休業日は、原則として、日曜・祝日及び年末12月29日から1月3日までとすること。なお、休業日以外の日に休園する場合は事前に保護者に説明し理解を得なければならない。
	④保育士、看護師、保健師または助産師の資格を有する者（以下「有資格者」という。）もしくは藤沢型認定保育施設の認定以前に当該届出保育施設で2年以上の管理者経験があるものを常勤の施設長として置くこと。
	⑤有資格者を入所児童数に対して必要な保育従事者数の3/4以上配置すること。
	⑥補助対象児童に対する基本保育時間にかかる保育料は月額58,000円を上限とし、かつ、現行の保育料について、保護者負担の軽減を図ること。なお保育料は月曜日から土曜日までのうち、施設の基本保育時間として設定した月220時間分の保育にかかる基本的なサービスについての額とする。基本的サービスの額には、職員の雇用費、家賃、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、年会費、光熱水費、保険料、健康診断費などの経費を含むものとする。
設備の条件	①保育室は原則3階以下で、採光、照明、換気の設備を有すること。
	②保育室の面積は、児童1人あたり1.98㎡以上であること。
	③調理室を設ける場合は、乳幼児の年齢に応じた食事を衛生的に提供できる設備を有し、保育室と区画されていること。
	④便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。
	⑤施設内に固定電話を有すること。
	⑥幼児を保育する施設にあっては、幼児の年齢に適した広さの屋外遊戯場を敷地内に有し、又は付近にこれに代わるべき場所があること。
	⑦非常災害対策として、乳幼児が安全に避難するための措置が講じられていること。
その他	藤沢型認定保育施設は、この表の「設置者の条件」「運営に関する条件」「設備の条件」に定めるもののほか、児童福祉法及び、私設保育施設指導監督基準（平成14年10月県児童福祉課長通知）に定める事項を遵守しなければならない。

別表2 (附則関係)

対象児童の年齢区分	対象児童1人あたりの補助金算定月額
1歳未満	46,000円
1歳以上3歳未満	23,000円
3歳以上	8,000円
備考：対象児童の年齢区分は、保育が実施された年度の初日の前日における児童の年齢によって決定するものとする。	